

広域化予防接種の請求に関する留意事項について

広島県国民健康保険団体連合会
(審 査 第 三 課)

広域化予防接種の請求にあたっては、次の事項に留意の上、提出いただきますようお願いいたします。

1 予防接種請求関係書類の取扱いについて

- 総括表及び請求書・請求書(続紙)の送付依頼は、広島県医師会地域医療課(082-568-1511)へお願いします。 ※総括表はコピー可ですが、請求書・請求書(続紙)はコピー不可です。
- 総括表及び請求書は、返戻分の再提出など月遅れ請求がある場合は、当月請求分と合算して集計してください。
※請求書は1市町につき1枚となります。
(例) 2022年10月接種分を2022年12月に請求する場合
2022年12月請求は、11月接種分が当月請求分になるため、総括表及び請求書の接種月欄は「2022年11月分」とし、10月接種分と11月接種分を合算して集計してください。
なお、10月接種分のみを、12月に請求する場合も「2022年11月分」と記入することになります。
- 未来月は、返戻対象となります。
- 請求書及び接種券は、黒ボールペンで記入してください。
- 請求書及び接種券の「□」記入枠を訂正する場合は、「□」枠を機械で読み取るため、二重線等での修正ではなく、修正テープ等により上書きし、「□」枠内に納まるように記入してください。(枠を手書きで書き直す必要はありません。)
- 接種券の接種回数やワクチンの種類に○をするときは、「□」枠にかからないようにしてください。

2 予防接種請求書及び接種券・予診票について

- (1) 予防接種請求書について
 - 請求書の合計は、合計(A)欄及び合計(A)+(B)欄の両方に記入してください。
 - 「予診のみ」の請求がない場合、請求書(続紙)の提出は不要です。
- (2) 接種券・予診票について
 - 接種券は機械に通すため、接種券と予診票をホッチキスやノリでとめないてください。
 - 接種券は接種コードごとにまとめてください。※月遅れや返戻分も一緒に含めます。
 - 接種券と予診票の並び順は、同じ被接種者順にしてください。
 - 接種券と予診票は、それぞれでまとめてください。
 - 接種券・予診票に記載漏れや誤りがないか、特に次の項目について、提出前にご確認をお願いします。
 - 【漏れが多い箇所】
 - ・接種部位(特に高齢者肺炎球菌の皮下 or 筋肉)、実施場所、医師名、接種年月日、性別
 - ・集団・個別「2」、接種コードA5のワクチンコード「6」
 - ・医師記入欄の接種可・否に○、保護者記入欄の接種希望に○ 等
 - 【誤りが多い箇所】
 - ・生年月日・性別・接種年月日(接種券と予診票が不一致)、公費負担額 等
 - ・保護者氏名や保護者自署欄に被接種者の氏名を記入していないか
 - 肺炎球菌ワクチンの接種歴がある方は、対象外となります。
 - インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌ワクチンの予診票については、被接種者が自署できない場合に代筆する欄がありますが、代筆者は、被接種者自署欄に①被接種者氏名を代筆し、②代筆者氏名及び③続柄の3項目の記入が必要ですので、ご注意ください。
 - 予診票の実施場所等の欄にスタンプを使用される場合は、鮮明に押印してください。
また、押印が他の記入欄に重なっている場合があるのでご注意ください。
 - 予診票の実施場所欄には、実施した医療機関名をご記入ください。

3 その他留意事項について

(1) インフルエンザ予防接種について、昨年度から患者負担額を変更している市町がありますので金額等をよく確認して請求してください。

(2) 広島市の予防接種の請求にあたっては、次の点にご留意ください。

※広島市以外の医療機関の方へ

・インフルエンザ予診票の「実施場所等」の欄に電話番号も記入してください。

・インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌の予防接種券の「家族等」欄は、全て記入してください。

※ 被接種者に「家族等」の該当者がいない場合は、続柄を「本人」として記入してください。

(3) 尾道市の被接種者が高齢者肺炎球菌を接種する場合は、「令和4年度高齢者肺炎球菌定期予防接種ご案内」のハガキを医療機関の窓口を持参されますので、予診票の裏面にハガキの氏名が表になるようにノリ付けして、国保連合会へ提出してください。

(4) 次の市については、予診票が複写式になっており、「請求用」と「医療機関控え」に分かれますので、提出時にご留意ください。

呉市…「保健所用」 東広島市…「市控え」「市提出用」

担当：療養費係

電話：082-554-0779